

公害防止協定に係る修正について

公害防止に関する協定

修正案	原案
<p>(廃棄物の処理)</p> <p>第 7 条 乙は、<u>廃棄物の処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）を遵守するとともに、産業廃棄物については適切な設備運用管理により発生を抑制し、処理にあたっては再利用化に努めるものとする。</u></p> <p>(事業活動終了後の対応)</p> <p>第 1 4 条 乙は、<u>発電所の事業活動終了後から発電所設備の撤去完了までは、前条と同様の措置を講ずるよう努めることとする。</u></p> <p>(連絡調整)</p> <p>第 1 5 条 (略)</p> <p>(変更等)</p> <p>第 1 6 条 (略)</p>	<p>(廃棄物の処理)</p> <p>第 7 条 乙は、<u>事業活動によって生ずる廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとし、産業廃棄物については適切な設備運用管理により発生を抑制し、処理にあたっては再利用化に努めるものとする。</u></p> <p>(連絡調整)</p> <p>第 1 4 条 (略)</p> <p>(変更等)</p> <p>第 1 5 条 (略)</p>

公害防止に関する協定の実施のための覚書

修正案		原案		
別表第1 (第1条関係)		別表第1 (第1条関係)		
大気汚染防止に係る措置		大気汚染防止に係る措置		
項目	措置	項目	措置	
ばい煙	ばい煙の発生抑制のため、ボイラの適切な燃焼管理に努めること	ばい煙	ばい煙の発生抑制のため、ボイラの適切な燃焼管理に努めること	
	硫黄酸化物	排出量は、65 Nm ³ /h 以下とすること	硫黄酸化物	排出量は、65 Nm ³ /h 以下とすること
	ばいじん	バグフィルタにより燃焼灰を捕集し、ばいじんの排出量を低減すること。 排出濃度は 0.3 g/Nm ³ (6% O ₂ dry)以下とすること	ばいじん	バグフィルタにより燃焼灰を捕集し、ばいじんの排出量を低減すること。 排出濃度は 0.3 g/Nm ³ (6% O ₂ dry)以下とすること
	窒素酸化物	排出濃度は 250 ppm (6% O ₂ dry)以下とすること	窒素酸化物	排出濃度は 250 ppm (6% O ₂ dry)以下とすること
粉じん	粉じんの飛散防止のためにベルトコンベアに粉じん飛散防止カバーを設置すること			